

新型コロナウイルス感染防止対策のための備品を購入した「市内に店舗や事務所等を有する事業者」に対する補助金について

1. 補助目的

市内にある店舗や事務所等において、接触機会のある人同士（来店者と販売者、複数の労働者など）が、新型コロナウイルスに感染するのを防止するため、令和3年4月1日～11月20日に感染防止対策用の備品を購入し、店舗等で使用している事業者に対し、予算（3,000万円）の範囲内で当該備品の購入にかかる費用の一部を補助することで経済的負担を軽減するとともに、公衆衛生の安全性の維持を目指すもの。

2. 補助対象者

補助対象者は「市内に店舗等を有する、中小企業基本法に基づく法人又は個人事業主」になります。

※医療法人、社会福祉法人、NPO法人、組合、団体などは補助対象外。

3. 補助対象の店舗等の具体的例示

主なもの	備考
飲食店（イートインスペースのあるコンビニを含む） 小売店（洋菓子店、パン屋、酒屋、本屋、文具店等） 床屋、美容室、クリーニング店 不動産屋、保険代理店 学習塾、音楽教室、書道教室 医療関係（個人病院、整骨院、鍼灸院、動物病院） 建築関係（工事店、工務店、建築設計事務所、測量事務所） 士業関係（弁護士事務所、税理士事務所、司法書士事務所） 自転車、オートバイ販売店	店舗、事務所、事業部屋など、事業を行う専用の場所を有する必要があります。

4. 補助対象となる備品

備品の種類	備考
アクリル板等の間仕切り、二酸化炭素濃度計、空気清浄器、加湿器、非接触型体温計、顔等の体表面温度測定器、自動手指消毒器、足踏式消毒液スタンド、滅菌用の紫外線照射器、非接触型決済端末、その他これらに類するもの	マスク、消毒液、除菌シートなどの消耗品については、補助対象外。

また、以下のいずれにも該当しないことが条件です。

- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する性風俗関連特殊営業を行う者、当該営業に係る接客業務委託営業を行う者
- 四街道市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団員等

5. 補助金額

備品の購入費用（消費税分を除く）の4分の3に相当する額を補助。ただし、20万円を上限とする。

※算定した額に千円未満の端数があるときは切り捨て。

※ネットショッピング等の購入で、ポイント利用分や送料については、購入費用に含みません。

6. 補助金交付回数

1 回限り。ただし、市内において複数の店舗等を有する事業者にあつては、それぞれの店舗ごとに補助を行う。

7. 補助要件

○令和3年4月1日において、事業を行っていること。（廃業（予定を含む）や再開見込みのない休業の場合は補助対象外）

○令和3年4月1日から11月20日までの期間に購入された備品で、当該期間内に支払いを終えていること。（令和3年度地方創生臨時交付金を財源としており、当該年度内に購入された備品を対象とするため。）

8. 申請方法

「新型コロナウイルス感染防止対策備品購入支援事業補助金交付申請書兼請求書」に、下表の区分に応じた書類等を添付して、以下のお問い合わせ先（産業振興課）にご郵送ください。（新型コロナウイルス感染拡大防止のため、郵送をご活用ください）

区分	開業日	添付書類
法人	創業1年未満等で確定申告を行っていない場合	履歴事項全部証明書の写し
	上記以外	前事業年度の確定申告に係る別表一の写し
個人事業主	令和2年12月31日以前	令和2年分の確定申告に係る収支内訳書の写し（白色申告）又は青色申告決算書の写し（青色申告）
	令和3年1月1日以降	開業届出の写し、事業に関する許可証の写し又は事業概要が確認できるホームページ等の印刷物
全事業者		・購入した備品の領収書の写し又は支払を証明する書類の写し ・事業所において備品の使用状況が確認できる写真等 ・振込先口座の通帳の見開きページ（表紙裏）の写し

9. 申請期間

令和3年7月1日から11月30日まで

10. 振込時期

申請書の受付日（到着）から、約4週間程度（通帳記帳によりご確認ください）